

宇和島市市道認定基準（構造の規格要領）運用細則

1 宇和島市市道認定基準（平成15年4月1日施行）の運用については、別に定めるものを除くほか、この細則によるものとする。

2 認定基準第1項第3号に定める「公共施設」及び「公共的施設」とは、次のものをいう。

公共施設 国、地方公共団体が管理している施設

公共的施設 営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行う施設

3 認定基準第1項に定める「敷地境界が明確なもの」とは、コンクリート擁壁・側溝・ブロック・境界柱等により境界の確認ができるものをいう。

4 構造の規格要領第4項の1第1号ニ及び第4項の2第1号ニに定める「原則として1.0m以下としないこと」とは次のことをいう。

(1) 既設の本管の土被りが1.0m以上の場合は1.0m以下としないこと。

(2) 既設の本管の土被りが1.0m未満の場合は、技術的に検討し耐荷重管（重圧管・特圧管等）を使用することを条件に本管の土被りと同程度とすることができる。

(3) 前各号について道路管理者は技術的に可能な限り土被りを深く指導しなければならない。

5 新たに道路を設置する場合は、市の指導により交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）を設置し、市に無償提供するものとする。